

## 求人票を作成するときの注意点

### 1. 業務内容は詳細及び簡潔に！

- 仕事内容など業務のイメージが想像できるよう、初めての方でもどんな仕事かわかるように記入しましょう。

### 2. 年齢制限を設けた募集はできません

- 労働者一人ひとりに対し、平等に働く機会が与えられるよう「例外事由」を除き、労働者の募集・採用の際には、年齢を不問としなければなりません。

※「例外事由」の例

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/topics/tp070831-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/topics/tp070831-1.html)

### 3. 男性だけ、女性だけなどの募集はできません

- 男女雇用機会均等法では性別による差別的扱いが原則禁止されています。

### 4. 最低賃金を下回らないこと

- 北海道の最低賃金は現在（R元.8.1 現在）時給 835 円となっております。これを下回っての雇用をすることはできません。
- 毎年 10 月頃改定されます。また、業種によっては特定（産業別）最低賃金も別途定められています。

※北海道の最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/banner/1109/tingin01.html>

### 5. 就労時間を守ること

- 労働基準法では、労働時間を 1 日 8 時間、1 週間 40 時間となっており、原則この時間を超えて労働者を労働することはできません。
- ※ 時間外労働（いわゆる残業）は、労働基準法第 36 条に基づく時間外および休日労働に関する労使協定（36 協定）を締結し、合わせて労働基準監督署への届出が必要となります。

### 6. 労働保険の加入

- 農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業について

加入が義務付けられています。

**労災保険** 学生アルバイトや日々雇用される者など、すべての労働者が労災保険の対象となります。

**雇用保険** 次のいずれかにも該当する方が被保険者となります。

ア 1週間所定労働時間が20時間以上であること

イ 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること

※ ただし、65歳以上の方、日労働者、季節労働者および昼間学生等はこの限りではありません。

**他にも法律、ルールがあります。それらを守り適正な求人を行**

**いましょう。**

**ご不明な点等は、お気軽にお問い合わせください。**

**【お問い合わせ先】**

〒081-8501

上川郡新得町3条南4丁目26番地

新得町役場 産業課内 「新得町無料職業紹介所」

TEL : 0156-64-0522 FAX : 0156-64-6464

E-mail : syokuuke@town.shintoku.hokkaido.jp